

諮問を踏まえ議論が必要と考えられる事項と基本的な考え方（案）

（5 月 23 日時点版）

社会の変化や学習指導要領の改訂等も見据えた教職課程の在り方

（１） 教職課程の在り方

- 令和 3 年・4 年答申で示された目指すべき教師の姿を見据えて、養成・採用・研修を通じて生涯学び続ける教師としての能力形成という観点から、そのうち養成段階（特に大学、短期大学）で担保すべき能力はどのようなものであるべきと考えられるか

- 教職生涯を通じて、
 - 学習者本位で自律した学びをデザインし、主体的・対話的で深い学びを創り出す能力
 - 子供たちを指導し、その学びを支援・伴走しつつ、資質・能力目標と子供の実態に照らして到達させる目標を見定める能力
 - 到達させる目標に至るための教育実践をしっかりと省察し、その客観的な事実及び発達・学習研究を基に学習プロセスを見取り、よりよい授業を開発していける能力
 - 個別の知識の集積に止まらない概念としての習得や深い意味理解を促すとともに、学ぶ意味、社会やキャリアとのつながりを意識した指導を行える能力
 - 予測困難な課題に直面しても、目の前にいる子供を見つめ抜いて、課題の本質を明らかにし、その解決に向けた手だてを的確に講じることができる能力を形成していくことが重要。
- それを前提としつつ、養成段階においては、教師となる際に必要な最低限の基礎的・基盤的な能力を担保すると考えるべきではないか。

- 社会変化を踏まえた学習内容や現場における教育課題※への対応について十分な能力を身につけるために、教職課程においてどのような内容が必要と考えられるか

※例：特別の支援を必要とする児童生徒への対応、質の高い探究的な学び、文理横断・文理融合的な学び、情報活用能力の抜本的向上 等

- 現在検討が行われている学習指導要領の改訂の議論との連携を深めながら、教職課程における学びを検討していくことが不可欠。
- 教員養成フラッグシップ大学の先導的な取組の成果や知見を踏まえ、教育現場の課題に応じた科目の充実を図ることが必要ではないか。
- 学生がどのような教師を目指しているかを自覚し、どのような教育が求められているかをイメージできるようにするため、また理論と実践の往還を真に実現するため、早期から多様な児童生徒を対象とした実践的な機会を充実し、理想を実現するための手だてを学ぶ機会を創出していくことが必要ではないか。このような機会は、学生が持つ教職のイメージを変えとともに、現職の教師の学びともなる。
- 子供たちの情報活用能力の抜本的向上を図るため、ICT を活用した教育方法や授業改善の力が身につく教職課程とすることが必要ではないか。その際、大学・短期大学（以下、「大学等」という。）での教員養成の指導環境が学校現場の ICT 環境を踏まえたものになっているのかも併せて検討することが必要ではないか。
- **幼児教育**、自殺予防やいじめ対応、子供の心の教育、学校安全、発達障害も含む障害の特性やその配慮、**日本語指導が必要な児童生徒等**に関する学修についても主体的な学修や実践的な学修を取り入れるなど大学等における教育方法についてもより深化させていくことが必要ではないか。
- 通級指導や特別支援学級の現状等を踏まえ、全ての教師が特別支援教育に関する専門性を修得することは必要。特別支援学校の教師も含め、実践的な専門性を向上させる教職課程とすることが必要ではないか。
- 一方、福祉施設等での介護等体験は、学生はもとより受入れ側の負担が大きいとの声もあり、見直しを検討すべきではないか。

○ 専門的な内容を幅広く身につける必要がある中、より多くの学生が教職課程を履修しやすくするために、ICT の活用を含め、どのような工夫が考えられるか

- デジタルを活用することで、普段から場所や時を選ばず学ぶことができ、他者から必要な助言を得て成長していくことを、教師を目指す全ての学生が実感できるような学修方法が必要ではないか。

- 必要な基礎的な知識の習得は、オンデマンド動画や確認問題などを活用して自習でも学修・確認できるようにするとともに、実際の対面の授業や確認問題では、実技や演習、議論などの活動を充実していくことが重要ではないか。
- また、対面で実施している講義について、オンライン授業でも学習効果が変わらないものについては、学生の履修しやすさの観点からオンデマンド教材による自学・自習の活用も検討すべきではないか。
- 教職科目には、概念と実践の融合が求められることから、オンデマンド教材を活用する際は、対面の授業において、オンデマンド教材などにより学修した内容を活用して対話し実践に結び付ける「学びのトータルデザイン」が必要ではないか。
- 教職に関する基本的な法令や指導方法等の知識について、デジタルを活用して習得・確認できるシステムを構築できれば、教師を目指す学生の学び方を柔軟にし、教職課程の在り方を含めた大学における教師養成の仕組みを、質を落とさず再構築することにつながるのではないか。また、学生の学びの成果をこれまで以上に実質的に保証する意味でも効果的ではないか。
- 学生が学びたいときに、学びたい内容を自分でマネジメントできる、CBT のような仕組みを活用した学びは、今の子供の育ちの過程と適合しており、学生にとって学びやすいものと考えられる。また、子供たちの学びの転換に合わせて、教育の担い手である教員養成の学びも変化していくという観点からも、意味があると考えられる。
- また、現職の教師の学び直しや、教師を目指す社会人のリカレント教育にも有効ではないか。

○ 教員養成の質を確保しつつ、目指す教師像に向けて、教職課程のみならず学位プログラムの内容と相まった、各大学の創意工夫を活かした柔軟な教員養成を実現するためには、どのような課題があり、どのような改善が必要と考えられるか

- 大学における教員養成の意義は、教養教育、教育学的教育、諸学問の教育を通じて、「市民的教養」、「教育学的教育」、「教科の教養」を身につけることであり、「自律的でクリエイティブな高度専門職」としての教師を育てることを目指して行われる大学での教師養成の共通基盤として改めて確認されるべき。
- 現状の教職課程では、大学側、学生側双方に自由度が少なく、学生が受け身の学修に陥りがちで、各大学等の特性を生かした教員養成や学生が自らの

専門性を高めていく履修は困難である。

- 教師の育成は、教員免許法等に基づく教職課程（狭義の教員養成）の中だけではなく、各大学等が育成する教師像を明確にした上で、大学全体の学び（広義の教員養成）の中でなされるべきであり、その学びの中においては、あらかじめ決められた項目を網羅する学びは最小限に厳選し、学生が自らの強みや専門性を高めることのできる柔軟なカリキュラムとすべきではないか。
- 全ての教職課程で学ぶべき内容（共通性）と、各大学等での独自の学び（多様性）双方を保証することが重要であり、教師の質向上と量的確保の両立を目指す必要がある。
- 子供たちの学び（授業観、学習観）の転換、教師自身の学び（研修観）の転換がなされてきていることを踏まえれば、必然的に「養成観の転換」が求められるのではないか。
- 教職課程の学生が学ぶ場合にも、現職の教師が学ぶ場合にも、学習科学の観点から、人はいかに学ぶかという学習理論に基づくアクションリサーチ、子供たちの学習プロセスの協働的省察、授業研究への正統的周辺参加を通じた、「一生学び続けるプロ」になる基盤づくりが重要。
- 教員養成学部・学科、一般学部・学科、教職大学院、一般大学院の組合せで複数のルートが存在するため、それぞれのルートでこういった強み・専門性が育成できるのかを考えつつ、修士までを一貫して捉えていくことが重要である。特に教員養成学部においては、大学院における学びにつなげていくため、研究基礎力を養成する科目を充実し、既存の卒業論文やゼミ指導の在り方についても見直していくことが必要である。
- また、教職課程コアカリキュラムを通じた一定の質保証や教職課程の認定（養成機関と担当教員）による免許の質の保証に加えて、大学自らによる教職課程の自己点検や評価を強化することが必要ではないか。
- 学生の学びの質の保証という観点から、資質能力の基礎的部分は大学間で共通して確認することも必要ではないか。その際、共用試験のような仕組みを考えていくとすれば、学生の負荷や、教職課程の学びが試験対策のようにならない等の負の側面にも留意しつつ、慎重に検討していくことが必要ではないか。
- 教職課程の在り方を見直して教員免許を取得しやすくするだけではなく、免許取得者の教員就職の現状に鑑みると、実際に教員採用試験に向かうよう支援

する大学の取組の差についても考えていく必要があるのではないか。

(2) 教員免許制度の在り方

- 1人でも多くの学生に教職を志してもらうために、免許制度においてどのような課題があり、どのような改善が必要と考えられるか

(教職課程を履修したものの、「必要な単位数が多く全ての単位取得が難しかった」として免許取得に至らなかった学生の声が見られたことも勘案)

- 一人でも多くの優秀な人が教職を目指してくれるよう、単位数の見直しも含めて検討することが必要ではないか。また、制度の合理化により複数免許を取りやすくすることが必要ではないか。
- 現状、教員免許を取得するためには単位数が多く、取らなければならない授業という形になってしまっており、自ら選択・判断し、意思決定するようなカリキュラムとなっていないのではないかと。学習者本位で、自律した学びを自らデザインしていくというような教師像、教員の資質能力を高める授業デザインが重要ではないか。
- 現在の教員免許制度が担保している教師養成の質を落とすことなく、教職志望者の裾野を広げ、多様な専門性を有する質の高い教師人材を確保するため、教職課程として共通的に修得すべき内容や、最新の教育課題に対応する科目や各大学の特色ある科目を生かした柔軟な教師養成の在り方、そのプログラムの質保証の在り方、さらに、デジタルも活用した柔軟な学生の学びや成果確認など総合的に教員免許取得に至る学びを考えていくべきではないか。
- 免許の在り方の見直しの一方で、学生の学力をはじめ、質の高い教師人材の育成をどう担保するのか、しっかり対応が必要。大学間の共用試験や教員採用試験の統一化とも併せて議論していくことが重要。
- 教育現場のニーズに応じてよりシンプルで効果的な免許制度を構築するという観点が重要ではないか。
- 免許法施行規則第66条の6については、各大学が創意工夫を生かした柔軟な教育課程を実現するという観点から、当該条項の廃止も含めて見直しを図るべきではないか。
- 免許取得、採用、初任者研修を一体的に捉え、教師の基礎能力を担保していくことが必要ではないか。

- 大学院に入ってから過度な負担なく免許が取得できる仕組みが求められるのではないかな。
- 幅広い教科の教職課程は維持されていくよう、教職課程の質保証の方法の検討と併せ、現在は学科等を基礎とする課程認定の在り方も柔軟に考えていくと良いのではないかな。
- 免許制度の見直しと併せて、コアカリキュラムも見直す必要がある。

- 教職生涯を通じた能力向上への意欲を喚起するよう、特に将来学校現場において中核的な役割を担っていく教師に求められる資質能力に照らし、現行の専修免許状についてどのような課題があり、どのような改善が必要と考えられるか

(例：専修免許状により担保される資質能力、取得に当たり修得が必要な内容 など)

- 大学院レベルの学習において獲得した強み、専門性というものを端的に表現できるような専修免許状の在り方を検討するべきではないかな。
- 教員養成における大学院レベルの学びでは、個人のニーズと選択によって、教育臨床研究、教育学的教養に関する学術研究、多様な教科・学問分野に関する学術研究のどれを中心にするかでタイプ分けできる。その上で、教えることを意識した教育学的知識または教科知識の再構成を目的とした臨床研究であり、教育学を基盤とした個人的・協働的な省察と研究を行う教育臨床研究は共通して行われる必要があるのではないかな。
- 一般研究科の専修免許状の課程においても、履修の負担を勘案しつつも、研究科で育成を目指す教師像に即した教育の臨床研究を組み込むことも検討する必要があるのではないかな。
- 教員免許取得者の裾野を広げていくためには、大学院において教育学以外を専攻する者へ教育学的な知識・教養と専門知識、教育現場での実践の関連について考える機会を提供したり、同じ教職志願者との関わりを持ってもらうことは重要であり、例えば副専攻という形で教職について学ぶプログラムを提供することも有効である。

- 子供たちの主体的・対話的で深い学びを実現する、学びの高度専門職としての教師像の実現にむけて、教職大学院での学びの充実のために、どのような課題があり、どのような改善が必要と考えられるか

- 教職生涯を見据えて、自ら課題を設定し、その課題解決に向けて研究・開発できる探究力・研究力を身につけるため、教育臨床研究を充実すべきではないか。
- 学部からの進学者、現職の教師など、在籍者のそれぞれの状況に応じた学びの提供、研究力の強化が必要ではないか。

- 上記を踏まえた上で、現行の二種・一種・専修という免許種別の在り方について、どう考えるか

- 現在の教員免許制度の中で、短大・学部段階の教師養成について担保している質を落とさないことを前提として、教員免許取得に至る学びを再構築の上、改めて標準的な教員免許状として位置づけ、その上で、より高い専門性は教職大学院で確保するというような仕組みが必要ではないか。

(3) 教師人材の安定的な確保に向けた教員養成の在り方

- 地域に求められる教師人材の安定的な確保に向け、地域ニーズに対応したカリキュラムの構築や、地域枠の活用等に関する大学と教育委員会の連携をどのように広げていくべきか

- 地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化事業の取組を地域全体の取組に拡大していくべきではないか。
- 先導的な取組の成果を踏まえ、高校生の段階からの教職課程の科目の先取りなど教職の魅力に触れる機会を設けるべきではないか。

- 少子化の中、それぞれの地域で必要な教職課程を継続的に開設・実施できるようにするため、活用できる現行制度※はあるものの、さらにどのような方策が考えられるか

※共同教育課程の設置、他大学開設科目や連携開設科目を自大学開設の教職課程の科目とみなすことができる措置 等

- 教職課程の質を落とさずに教職課程を維持するため、
 - 地方の国立の教員養成系大学・学部が、近隣の他の大学等へ、免許科目の提供ができるような制度設計
 - 単位互換や連携教職課程といった仕組みを利用した国公立大学間にお

ける連携

が必要ではないか。

- 複数の大学、短期大学の間で資源を持ち寄った効率的かつより質の高い教職課程の構築を目指し、自ら開設の原則などの制度についての柔軟な運用の検討も必要になるのではないか。
- 課程認定基準における連携教職課程の設置要件について、学生は、自らが在籍しない大学の学科等（他大学）の授業科目を必ず8単位数以上修得しなければならないとされているが（一種免許状の場合）、さらに多くの大学が連携教職課程を活用できるよう、制度改善を検討すべきではないか。
- 教職員支援機構の機能を強化し、フラッグシップ大学や教育委員会とも連携して、全国規模で教員養成をリードする中核拠点と位置づけるべきではないか。